

**臨時(パート)職員を募集します**

勤務場所 阿久比町役場税務課  
 勤務内容 一般事務(課税資料などの整理)  
 募集人員 一人  
 勤務期間 平成十九年一月九日～三月三十一日

**第21回.....阿久比町風あげ大会を開催します**

日時 平成19年1月7日(日)  
 午後1時から  
 雨天の場合は1月14日(日)  
 (決定は午前8時)

会場 東部学区  
 南粕谷半田線と阿久比川の間  
 英比学区  
 阿久比スポーツ村陸上競技場  
 草木学区 草木グランド南側  
 南部学区 阿久比中学校西側  
 場所は変更することがあります。



ご了承ください。  
 問い合わせ先  
 社会教育課  
 ☎(48)1111(内280)

勤務時間 月曜日～金曜日  
 午前九時～午後三時  
 賃金 七百二十円(時間給)  
 応募資格 年齢五十五歳(平成十九年一月一日現在)までの健康な方  
 試験 面接試験(後日連絡)  
 提出書類 履歴書(市販のもの・写真添付)

申込期限 十二月二十七日(水)  
 申し込み・問い合わせ先  
 税務課住民税係  
 ☎(48)1111(内302)

**平成19年度追加受付分入札参加資格審査を実施します**

平成十九年四月から平成二十年三月までに町が発注する 建設工事業設計・監理・調査・測量(設計など)物件の製造の請負および物件の買入れその他の契約(物件の製造など)の競争入札に参加を希望する方の入札参加資格審査を実施します。

受付期間 平成十九年一月二十三日～二十六日  
 受付場所 中央公民館本館102号室  
 提出書類など  
 建設工事 設計など 物件の製造など各種申請様式を総務課で配布します。  
 申請用紙は、阿久比町ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先  
 総務課管財係  
 ☎(48)1111(内230)  
<http://www.town.agui.jp/ka/somu/>

**石綿健康被害による特別遺族給付金および石綿による疾病の労災補償の請求について**

特別遺族給付金の請求期限  
 石綿救済法施行日(平成十八年三月二十七日)から三年を経過(平成

二十一年三月二十七日以降)すると請求できません。

年金として支給される特別遺族給付金は、請求した日の属する月の翌月分から支給開始となります。

特別遺族給付金の支給対象の遺族  
 石綿救済法の施行日の前日の五年前の日までに死亡した労働者の遺族に限られます。

平成十三年三月二十七日以降に死亡した労働者の遺族は労災保険法に規定する遺族補償給付の対象となります。

労災保険法による給付金  
 石綿による疾病(中皮腫、肺がんなど)で、現在療養中の労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

業務によるものか分からないとき  
 石綿ばく露の原因が業務によるものか、業務以外の原因によるものか明らかでないときは、労災保険給付の請求と救済給付の申請を同時に行うこともできます。

問い合わせ先  
 ・特別遺族給付金や労災保険制度の問い合わせ先 愛知労働局労災補償課 ☎052(972)0261  
 半田労働基準監督署 ☎(21)1030

・労災保険給付の対象とならない方の救済給付の問い合わせ先 独立行政法人環境再生保全機構 ☎0120(389)931